

別表六(二十二)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

別表六(二十二)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください(裏面)

事業種目	1							
資種類	2							
「17」欄の種類の区分		3						
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第2項」 ② 「区分番号」欄：「00603」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額								
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引改定取得価額(7)-(8)	9						
法人税特別控除額の計算								
当期	取得価額の合計((9)の合計)							
	同上のうち特定中小企業者等に係る							
前期	税額控除限度 $(10) - (11) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{1}{100}$							
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13						
当期分	当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100} - (別表六(十三)「14」) - (別表六(二十一)「14」)$	14						
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15						
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の㉑」)	16						
	当期税額控除額 (15)-(16)	17						
	繰越							
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額	20						
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の㉑」)	21						
	当期繰越税額控除額 (20)-(21)	22						
	法人税額の特別控除額 (17)+(22)	23						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (24)-(25)					
	24	25		26				
・		円						
・								
・								
計		0						
当期分	(12)	(15)						
合計								
機械設備等の概要								